

## 監査報告書

平成26年6月19日

独立行政法人 日本貿易保険

理事長 板東一彦 殿

独立行政法人 日本貿易保険

監事 大庭武史 

監事 今井敬 

独立行政法人通則法第19条第4項および独立行政法人日本貿易保険監査規則第2条の規定に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第13期事業年度の業務及び会計について、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席すると共に重要な決裁書類等を閲覧し、本店・支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、決算担当部署から財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）及び決算報告書について報告並びに説明を受けました。

あわせて、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

加えて、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告書の監査結果

- 一 平成25年度の事業報告書は、法令に従い、日本貿易保険の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令に違反する重大な事実は、認められません。

(2) 財務諸表及び決算報告書の監査結果

- 一 平成25年度の財務諸表および決算報告書は、適當なものと認めます。
- 二 会計監査人であるあずさ監査法人の監査の方法及びその監査結果は、相当であると認めます。

以上